

## 「第 2 回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 : 平成 27 年 3 月 18 日 (水) 14:00 ~ 15:45

開催場所 : 直方市庁舎 8 階 808 会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾副会長・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・浜田契約係長・平山財務制度改革担当

### 1. 公契約審議会スケジュールについて

会 長	それでは、第 2 回直方市公契約審議会を開会する。 まず、議事(1)「公契約審議会スケジュール」から事務局の説明をお願いします。
事務局	審議会スケジュール(案)の説明をさせていただきたいと思う。 資料:「公契約審議会スケジュール(案)」をご覧ください。 前回会議でご意見いただいた、今後のスケジュール(案)を作成させていただいた。 スケジュール(案)の作成にあたり、まずは、条例改正のための議会への上程時期を考えた。事業者及び労働者・職員への周知期間や条例の実効性を担保するため、条例改正は年に 1 度とし、12 月議会への上程を考えている。 それに伴い、資料記載のとおり、年に 5 回審議会を開催するスケジュールとしている。 5 月に第 1 回目の審議会を開催し、前年度振り返りのまとめを行っていただき、市長宛に公契約審議会からの報告書の提出、次に 7 月の第 2 回目から 9 月の第 4 回目までの間に、条例改正の議論を行い、改めて市長への報告書提出といったスケジュールとなる。第 5 回目を 3 月に開催し、翌年度の労務報酬下限額の決定及び年度の振り返りを行っていただくこととしている。 従って、公契約審議会から市長への報告書の提出は、前年度の振り返り・検証を行った後に 1 度、条例の一部改正を議論した後に 1 度、計 2 回を考えている。 公契約審議会からの報告書提出を受け、市長が条例の一部を改正する必要があると判断した場合、12 月議会に上程をし、議会で可決いただければ、1 月から 3 月の間に周知を行い、新年度からの改正となる。 審議会を 5 回開催するスケジュールを示させていただいているが、必要に応じて回数の変更も行う予定にしている。基本的には、このスケジュールを繰り返していくこととなる。 また、各委員は大変お忙しい方々のため、毎回会議開催日の調整が難航している。ついては、会議開催日を各月第 2 週目の金曜日とさせていただきたい。具体的には、資料記載のとおり、第 1 回目を 5 月 8 日に、第 2 回目を 7 月 10 日、第 3 回目を 8 月 7 日、第 4 回目を 9 月 11 日、最終、第 5 回目を 3

	<p>月 11 日に開催したいと思う。当然、ご都合が合わない場合には、調整をさせていただきますが、ぜひ、ご理解いただきたい。</p> <p>スケジュールについては、以上である。</p>
会 長	<p>前回会議で議論したことを踏まえ、スケジュールを作成してもらったが、このことについて、質問・意見はないか。</p>
副会長	<p>前回会議で議論した内容は、このスケジュール（案）によると、いつ議論することになるのか。労務報酬下限額の改正についてのことだが。</p>
事務局	<p>労務報酬下限額の決定を行うのはいつか、ということによろしいか。</p> <p>労務報酬下限額の決定については、3 月に開催予定の審議会、つまり、本日举行予定としている。</p>
副会長	<p>労務報酬下限額の決定にも議会の議決が必要なのか。</p>
事務局	<p>労務報酬下限額については、議会の議決が必要となる条例中には、具体的な金額は記載していないため上程する必要はない。</p>
副会長	<p>前回会議で、条例の一言一句を改正するには、議会の議決が必要と説明があったが、労務報酬下限額に限らずスピーディーに対応する必要があるのではないか。労務報酬下限額については、本日の会議で決定できるが、その他の改正は、1 年後しか施行できない。条例の一部改正についても、大きなものから軽微なものまで様々あると思う。よりスピーディーに対応していくためには、大きな改正・小さな改正と分けて考えてほしい。</p>
会 長	<p>その点については、条例事項と施行規則事項では手続きが違う。条例事項であれば、この審議会でも議論し、報告書を市長に提出し、議会に上程してもらわなければならない。規則であれば、市長の判断で手続きは完了する。</p> <p>副会長からの意見にもあった、重要事項を規則で定めておけばスピーディーな対応はできるようになるが、例えば対象範囲のことを考えれば予算との関係もあり、結果、議会との関係は切り離せないのではないか。</p>
事務局	<p>副会長から前回会議で、条例第 8 条の遵守法令に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法）」を追加してほしいとのご意見をいただいたが、条例本文に追加するということであれば、議会での可決が必要となる。</p> <p>例えば、条例本文で「規則で定める法令を遵守する。」と記載し、個別の法令を規則で定めておけば、議会での可決は必要なく、市長の判断により入契法を追加することが可能となる。</p>

会 長	労務報酬下限額については、どうなるか。
事務局	労務報酬下限額については、工事又は製造の請負契約に係るものは、「公共工事設計労務単価（基準額）」、業務委託・指定管理協定に係るものは、「直方市行政職給料表 1 級 5 号級に定められた額を下回らない額」と定めており、この設計労務単価・給料表の額が改正されれば、労務報酬下限額も連動して改正されることになる。条例中で業務委託・指定管理協定の労務報酬下限額は「826 円」とすると定めていけば、改正するときには議会の可決が必要となる。
副会長	2 月に「公共工事設計労務単価」が改正されたが、労務報酬下限額は、条例に照らしても問題なく、自動的に改正されるという認識でいいか。
事務局	問題ない。労務報酬下限額については、この後の議事(2)でご説明させていただくが、平成 27 年度の工事又は製造の請負契約に係るものの労務報酬下限額は、2 月に改正された設計労務単価を基に算定している。
会 長	労務報酬下限額の年度中途での変更はできないということか。
事務局	中途での変更はできないと考えている。
副会長	法令が適用されるようになる時期と、条例の改正・適用の時期にずれが生じることになる事項も出てくるので、スピーディーな改正ができるような方法も検討しなくてはいけないのではないか。
会 長	今回の設計労務単価の改正について少し説明をお願いしたい。
事務局	農林水産省及び国土交通省から、平成 27 年 2 月以降発注する工事についての設計労務単価が示され、本市においても、2 月以降発注する工事は新単価で設計を行っているところである。
会 長	そうすると、年度の途中で発注する工事の中には、当初予算では金額が足りないものが出てくると思うが、予備費か何かで不足分を補って発注しているのか。
事務局	そういうことである。予備費ではないが、他工事の入札執行残、あるいは補正予算を組んで不足分を補っている。
会 長	了解した。

副会長	このたび、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」）と建設業法・入契法の一体的改正が行われたわけだが、条例の遵守法令の中に入契法の記載がない。従って前回から言っているが、この入契法も記載すべきだと思うが。法令があつての条例なので、議会への手続きを経る必要もないと思う。遵守法令を追加することは軽微な変更だと私は考える。
事務局	条例を審議していただく中で、各法令を遵守することは当然であり、特に注意していただきたい法令として第 8 条に記載させていただいたつもりである。特に注意してもらいたい法令の中に入契法を追加してほしいというご意見だと思うが、条例の本文に追加するということになるので、現状、議会での議決をいただかなければ改正はできない。
会 長	事務局から説明のあったとおり、法律のほうが条例より上位になるため、法律が改正され、このようにしなさい。と規定されれば従わなければならない。このように努力しなさい、ということであれば、どうするかは直方市が決定することができるが、しなさい。と規定されれば従わないといけない。場合によっては、遡及して対応しなければならないことも出てくるかもしれない。新たに法律が制定されれば、条例に記載しなくとも従わなければならないわけだが、注意を促すといったことを考えれば記載したほうが、当然良い。
副会長	法律ができたので従ってもらうが、条例中に記載するのは時期がずれるということなら理解するが。
会 長	先ほど言ったように、法律が命令ではなく、これが望ましい、若しくは各自治体は努力されたい、というものであると、努力するかどうかをこの審議会でも議論し、条例で定めてもらわなければならないが。
副会長	事務局としては、入契法を守ることは当然だと考えているということでもいいか。
会 長	現段階では、そういうことで良いと思う。条例中に記載するかどうかは、次回、5 月以降の審議会でも決定すれば良い。入契法を遵守することは当然であり、特に注意してほしい法令として記載したほうが良いとなれば追加すれば良いということになる。
事務局	当然、法律は遵守していただかなければならず、特に注意してほしいとの考えから、各法令を記載させていただいている。先ほども説明させていただいたが、条例ではなく、規則で法令名を記載しておけば、法令の追加は市長の判断によることとなり改正のスピードも早くなると思う。

副会長	労務報酬下限額のように単価が改定されたものは、自動的に改正され、一方で、文言の改正・対象範囲の拡大といったものについては改正に時間を要すということは労働者のためにならないのではないかと考えている。
事務局	条例の中に特に注意していただきたい法令名を記載している。先ほども申し上げたが、条例ではなく、規則に定めるといった方法をとれば、議会に上程する手続きは省略することができるようになるが、会長がおっしゃたようにすべての事項を議会に通さないで良い。ということにもならないのではないかと考えている。
副会長	スピーディーに改正できるような方法を検討してほしい。
事務局	審議会で議論をしていただければと思う。
副会長	条例をより良いものとしたいという主旨で発言している。
会 長	スピーディーな改正も必要だが、通常のスケジュールとしては、事務局の提案通りでよいのではないかと考えている。
事務局	色々ご意見をいただいたが、現状、条例の一言一句を改正するためには、議会での議決が必要である。基本的には、12月議会に上程する予定で審議を行っていただきたいが、早急に改正する必要がある内容については、年4回開催されている議会のどこかで上程することもあり得ると考えている。
副会長	入契法を条文に追加することと、請負工事の対象範囲を1億円以上のものから、5,000万円以上のものに拡大することは、各委員も了承したと考えている。この2つをいつの議会に上程し、いつ改正するのか、具体的に示してほしい。 すでに決定したことを議論する必要はないのではないかと考えている。
事務局	今、副会長がおっしゃった2点について、入契法を条例に追加することについては、委員のみなさんとの議論は済んだと考えているが、対象範囲の拡大については、これから議論する内容であると理解している。
副会長	対象範囲の拡大もすでに決定したはずだが。確かに、審議会で決定したことがすべて、市長の判断と一致するとは思わないが、具体的にいつの議会に上程するつもりなのか。
事務局	本日お示しさせていただいたスケジュールにより、7月・8月・9月の審議会でも議論していただきたいと考えている。

副会長	本日も議論しているではないか。前回も含めるとすでに2回目である。
委員	各委員の意見は、実効性のある条例を、しかもタイムラグのないようにして欲しいという思いである。確かに条例を施行して間もないが、それほど、状況が変わってきているということでもないため、早急になんとかしたいと思っている現われである。
副会長	市長にいつ上程していただく予定とするのか、会長に決定していただきたい。
会長	本日、対象範囲の拡大を決定しても4月に報告書を提出することにはならないだろう。市長選挙も控えている。
事務局	副会長のご意見である、入契法を条例に追加すること、請負工事の対象範囲を1億円以上のものから、5,000万円以上のものにするについては、新たに市長が選ばれた後、速やかに報告させていただき判断を仰ぐ必要がある。判断の結果、年度中途の改正もあり得ると思うが。
副会長	1億円以上の請負工事を受注している事業者はすでに労務報酬下限額以上の賃金を支払っており、むしろ、1億円未満の請負工事を受注している事業者の下で働いている人たちのことを考えてやらなければいけないと思っている。対象範囲を拡大し、より多くの労働者に賃金が行き渡るようにしてやらなければならないのではないか。
事務局	副会長のおっしゃることは十分理解している。しかし、事務者だけで決定することはできない。審議会のご意見は、間違いなくお伝えする。
委員	事務局には、手続きの手順があると思うが、入契法の追加、対象範囲の拡大といった審議会の意見を新市長に十分説明していただきたい。
副会長	前進しなければ、いくら議論しても意味がない。
事務局	入契法の追加は法令が改正されたことを踏まえれば、新市長にもご理解いただけると思うが、対象範囲の拡大については、審議会の議論の結果を報告させていただき判断を仰ぎたいと考えている。 改正手続き、年度中途での改正した場合の影響・問題等を考慮しながら実施に向かっていきたいと思う。
副会長	本当に苦しんでいる労働者のことを考えてやるべきだと思う。前進しなければ意味がない。我々の任期中にどこまでやれるのかが大切である。

事務局	委員の任期である3年間、改正を行わないとは毛頭考えていない。我々も副会長がおっしゃる実態を把握しながら前進していきたいと思っている。
会 長	各委員から、請負工事の対象範囲を1億円以上のものから5,000万円以上のものにするといった意見は出されているが、業務委託・指定管理協定についてはどうか。1,000万円以上のものとして運用しているが、このままでよろしいか。
副会長	業務委託で1,000万円未満のものはないのではないかな。
事務局	予定価格1,000万円未満のものも存在する。しかし、その議論を突き詰めていけば、すべての公契約を対象としなければならないことになる。我々としては、徐々に拡大を進めるべきだと考えている。
委 員	<p>策定審議会で議論したことを言うと、業務委託3,000万円以上のものと事務局から提案された対象範囲を1,000万円まで拡大してもらった。請負工事については、5,000万円、3,000万円といった意見を出したが、「小さく生んで、大きく育てたい。」といった事務局の考えを考慮し、歩みだしとしては1億円以上のものとした経緯がある。</p> <p>しかし、今回、請負工事1億円以上のものだけでは、おかしいとの判断から対象範囲を拡大し、5,000万円以上に意見しているわけで、将来的には、3,000万円、2,000万円、1,000万円と徐々に拡大する議論ができればと考えている。</p>
委 員	<p>対象範囲を拡大できるのではないかと判断した根拠となる資料を本日準備させていただいた。事務局の方はすでにご存知だと思うが、平成27年3月11日に国土交通省が公共工事設計労務単価や受注者の利益にあたる一般管理費の率の変更を行った。受注業者の利益のために、人件費等の単価を低く抑えていたことが調査の結果判明したため、業者の利益にあたる一般管理費を引き上げ設計単価が不当に引き下げられないようにするための改正である。</p> <p>従って、公契約条例の対象を拡大しやすくなってくると思っている。まずは、副会長がおっしゃっているように、1億円以上のものを5,000万円まで拡大し、うまく運用できていると判断できれば、3,000万円へと拡大してほしいと思っている。</p> <p>根拠なく拡大してほしいと言っているのではなく、こういった環境整備も進んでいる状況も十分理解し、拡大してほしいと思っているところである。</p>
会 長	今日の段階では、審議会としては第5条第1項第1号の対象範囲1億円以上

	<p>のものを5,000万円以上のものへ拡大、第8条第1項第1号に入契法を追加といった条例の一部改正を行うため、5月から意見の集約を行うこととする。</p> <p>いつ市長に対して報告書を提出するかについてだが、本日決定することにはならない。1年間の振り返りを行った後の報告書は5月に行えると思うが。</p>
副会長	現在、副市長が市長職務代理者であると思うが。
事務局	そのとおりである。
副会長	すぐにでも報告書を提出できる状況ではあると思うが。スピーディーな対応をお願いしたい。
委員	実効性が伴わなければ、審議会の意味がないと思う。
委員	先ほど一般管理費の改正の話を見せてもらったが、対象範囲とあわせ、労務報酬下限額についても議論すべきだと思う。現在、請負工事では、設計労務単価の80%を下回らない額として施行しているが、これを85%、90%に引き上げることも労働者を守るといったことからすれば重要なのではないかと考える。これからの審議会でぜひ議論していただきたい。
会長	次回会議から議論したいと思う。
副会長	委員から受注者の利益である一般管理費を引き上げたとの話があったが、他委員及び事務局に分かりやすくするため、「利益」と言われたのだと思う。しかし、一般管理費には、本社経費や納税、若手育成のための給料なども含まれていることを理解してほしい。一般管理費すべてが利益ではない。
委員	そのとおりである。一般管理費は、「利益」といった報道が多いが、副会長のおっしゃるとおり、その利益から人材育成のための経費などが支払われている。生活するために必要な賃金の支払いは行っているが、実際はその賃金に見合う技術はもっていない。その差額を補うために会社利益から負担しており、その乖離が甚だしい状況になっているため、今回、一般管理費が引き上げられたわけである。
会長	最終的には、市長と市議会が決定することであるが、審議会としては一刻も早く、改正すべきであると考えるといった意見を提出し、次年度からの改正を目指したいと思う。
事務局	審議会としては、1年間を振り返ってみた結果、一刻も早く請負工事の対象



<p>会 長</p>	<p>範囲を拡大することが望ましいといった意見をまとめるということか。</p> <p>そうである。また、法律が改正された場合の対応も考えなければならない。法律の改正に歩調を合わせられるように考えないといけない。事務局は大変だと思うが、頑張ってください。</p> <p>報告書（案）を作成し、各委員で確認を行って報告書を提出したいが、時期は5月ということによろしいか。</p>
<p>副会長</p>	<p>市長選終了後ということか。</p>
<p>会 長</p>	<p>1回目の改正であるため、新市長が決定してからのほうが良いと思う。年度末で大変だとは思いますが事務局には報告書（案）の作成をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長と相談のうえ、報告書（案）を作成させていただき、次回会議でお示しさせていただきたいと思う。</p> <p>各委員の確認後、会長から新市長へ報告していただくと考えている。</p>
<p>会 長</p>	<p>お願いする。</p>
<p>事務局</p>	<p>年間スケジュールをお示しさせていただいているが、いかがか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局のスケジュール（案）のとおりで良いと思う。通常であれば、このスケジュールとなるだろう。審議の進捗によって適宜変更していくことで良いと思う。第1回目の5月に前年度の振り返りをまとめたいが、場合によっては、2回目に持ち越すことも考えられる。</p>
<p>事務局</p>	<p>4月中に、平成26年度の公契約条例対象案件受注者へのアンケート調査もやりたいと考えている。結果についても会議でお示ししたいと思う。</p>
<p>会 長</p>	<p>アンケート調査は検証のために必要であると考えている。</p>
<p>委 員</p>	<p>検証を行うためにデータが必要であるということだろう。</p>
<p>委 員</p>	<p>求人広告の時給が上がっている現在、業務委託等の労務報酬下限もこのままでいいのかとも考える。提供しているサービス内容ごとの一般的な賃金が把握できると思うが。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何かご意見はないか。特にないようだが、もう少し挑戦的にやっていきたいと思う。</p>

事務局	次回会議は、5月8日（金）を予定しているが、ご都合の悪い方はおられるか。あわせて、2回目以降のスケジュールも確認したい。
	<b>－ 一部委員より「都合が悪い日がある。」との意見があり調整 －</b>
事務局	改めて確認させていただきたい。第1回目を5月8日（金）に、第2回目を7月17日（金）に、第3回目を8月7日（金）に、第4回目を9月4日（金）に開催し、第5回目については、第4回会議で調整することで決定したいと思う。
各委員	了承した。

## 2.平成27年度 労務報酬下限額について

会 長	続いて、議事(2)「平成27年度 労務報酬下限額について」事務局の説明をお願いします。
事務局	資料：「公共工事設計労務単価及び労務報酬下限額（案）比較表」をご覧ください。 先ほど議論の中でも出されたが、工事又は製造の請負については本年2月から公共工事の工事費の積算に用いるための「公共工事設計労務単価」が改定された。これを一覧表にまとめさせていただいた資料となる。なお、平成27年3月31日までに新たに改定されない限り、4月1日以降も引き続き適用される単価である。 公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省の2省による公共事業労務費調査に基づき、都道府県ごとに決定されるものであるが、今回の改定では、「建具工」の福岡県単価が示されていない。従って、本市では前年度単価を引き続き採用することとしている。 今回の改定の結果、平均で82円の労務報酬下限額の引き上げとなっている。続いて、業務委託・指定管理協定についてだが、前回会議でも説明したように、平成27年4月1日から直方市行政職給料表が見直され、臨時職員の日当が6,400円から6,500円へ100円引き上げられる予定である。 労務報酬下限額でいうと、現在運用中の「826円」が平成27年度では「839円」となり、13円の引き上げになると考えているところである。 平成27年度 労務報酬下限額についての説明は以上である。
会 長	質問・意見のある方はいらっしゃらないか。
副会長	平均で何パーセント引き上げられているのか。

委 員	今回は、6～8 パーセントの引き上げになっている。
会 長	私から質問したいが、建具工の単価が前年と同じ額になっている理由は何なのか。
委 員	私が説明することではないと思うが、公共工事には様々な職種・工種があり、建具工は、ふすまといったものを製作し主に建築工事に従事する職種である。農林水産省及び国土交通省の2省による公共事業労務費調査は、労働基準法を遵守している労働者の単価を調査するようになっている。調査の結果、個人事業者であって、勤務時間が定まっていないようなデータしか九州では集まらなかったため、今回の改正では単価を示すことができなかった。そのため、九州地方整備局などでは、独自の単価を作成している。しかし、この単価は独自のものであり、直方市を縛るものではない。直方市は、前年単価を採用したということであろう。
事務局	本市が建具工の工種が含まれた工事を設計する際には、前年度単価で行うとの回答を担当課より受けている。労務報酬下限額は、本市が積算するとき使用する単価の80%と規定しているため、結果、平成27年度 労務報酬下限額も前年度と同じになったということである。
委 員	東北地方は、現在、復興のための建設ラッシュであり、「公共工事設計労務単価」にも建具工の単価が示されている。2省による公共事業労務費調査の対象となる事業者もたくさん集まってきているからだと思う。
会 長	理解した。各委員からは、質問・意見はないか。
各委員	特になし。
会 長	それでは、平成27年度 労務報酬下限額は事務局の説明のとおり決定する。
事務局	3月末に労務報酬下限額の告示をさせていただく。

### 3. 労務台帳確認

<p>会 長</p>	<p>続いて、議事(3)「労務台帳確認」を行う。 前回会議で各委員から要望がなされたものである。事務局の説明をお願いする。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料：直方市公契約条例対象労務台帳をご覧いただきたい。 受注者から実際に提出されている労務台帳には、個人名の記載があるため、氏名については消去させていただいた。ご了承いただきたい。 1枚目～3枚目は、公契約対象工事の受注者から提出された労務台帳である。下請業者の労務台帳であるが、作業員又は交通誘導員として従事している労働者の労務台帳を準備した。 4・5枚目は学童保育所運営業務を受託している受注者から提出されているもので、4枚目が時給制、5枚目が前回会議で報告させていただいた、年俸制を選択している方の労務台帳となる。 なお、労務台帳については遅滞なく提出されており、すべての労働者が労務報酬下限額を上回っている。説明は以上である。</p>
<p>会 長</p>	<p>質問等ないか。</p>
<p>副会長</p>	<p>受注者から提出されたすべての労務台帳なのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>業務委託の中から、学童保育所運営業務を選択して準備させていただいた。業務委託のすべてではない。</p>
<p>副会長</p>	<p>理解した。</p>
<p>事務局</p>	<p>台帳を確認すると、作業員の方は、時給2,500円～3,000円ほどの支払いを受けているようである。最も高い作業員の労務報酬下限額である特殊作業員が1,770円であるため、十分、上回っている。一方、交通誘導員の方は、労務報酬下限額に近い時給となっている状況が確認できる。</p>
<p>副会長</p>	<p>従前から交通誘導員の公共工事設計労務単価の引き上げを国に要望してきたが、今回の改正でもあまり上がっていない。他の職種の半分程度の引き上げにしかなっていない。</p>
<p>会 長</p>	<p>交通誘導員に関しては、本当に労務報酬下限額ギリギリである。</p>
<p>事務局</p>	<p>交通誘導員に限らず、学童保育所運営業務に従事する労働者も同様に労務報酬下限額と同額の方もいる。学童保育所運営業務に従事する方の前年度の時給は750円であったが、公契約条例の対象となったことで826円に引き上げ</p>

	<p>が行われている。また、先ほど平成 27 年度の労務報酬下限額を決定していただき、次年度は 826 円から 839 円となることにはなったが。</p>
副会長	<p>現在の交通誘導員の単価では、天候により工事ができない日が続くと、もしかすると生活保護基準より低くなることもあるのではないかと。</p>
委員	<p>土日は休め、雨の日は仕事ができないといったことになれば、副会長のおっしゃることも十分考えられる。その賃金で生活していくことは難しいだろう。</p>
副会長	<p>請負工事の対象案件は、現在 1 億円以上となっているが、対象範囲が拡大されれば、もっとひどい状況が見えてくるかもしれない。</p>
事務局	<p>公契約条例対象案件以外の工事に従事している交通誘導員の方の賃金を調査したわけではないが、もしかすると、最低賃金ギリギリの方がいるかもしれない。公契約条例の対象とすることで、その方の賃金も上がると思うが。</p>
委員	<p>この労務台帳は、公契約条例対象案件に従事した時間に対応した支給額しか把握できない。本人に実際、どれくらいの額が支払われているかは想像の域をでない。</p>
事務局	<p>公契約条例では、対象案件に従事した時間については、労務報酬下限額を守っていただくといった制度設計となっている。そのため、各労働者の総支給額までを報告していただくことまでは必要ないと考えている。</p>
会長	<p>今後の審議会で様々なことを議論していかなければならないと思う。他にないか。</p>
委員	<p>この労務台帳などを見ていると、世の中の状況が少しではあるが見えてくる。厳しい賃金で働いている方がたくさんいると思うし、このままでいいのかとも思う。</p>
委員	<p>我々も市の様々な施策に協力していきたいと思う。</p>
会長	<p>労務台帳については、これでよろしいか。 事務局から他にないか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>

#### 4. 会議録署名委員の指名

会 長	それでは、本日の会議録署名委員の指名をする。今回は、永富委員と津田委員にお願いする。
両委員	了承した。

#### 5. 閉会

会 長	それでは、これで第2回 直方市公契約審議会を終了する。
-----	-----------------------------